

ジョブ・リターン制度採用選考案内

川崎市総務企画局人事部人事課

川崎市ジョブ・リターン制度は、川崎市を出産や育児、介護等のやむを得ない事由で退職せざるを得なかった職員や、進学や留学、転職等、キャリアアップのために退職した職員に対して、退職前に培った知識や経験、さらには退職後に得た知識や経験等を生かして、再び正規職員として活躍していただくための制度です。

1 採用職種、採用予定人数等

(1) 職種

行政事務、社会福祉、心理、土木、電気、機械、造園、建築、化学、保健師、保育士、栄養士

※ 退職時の職種・職位で採用します。

(2) 採用予定人員

若干名

(3) 主な配属予定先及び主な職務内容

主な配属予定先	主な職務内容
市長事務部局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、行政委員会	職種等に応じた職務

※ 採用される職種・職位により、配属予定先の局が限定されます。

※ 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。

(4) 採用時期

本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和8年4月1日に採用されます。なお、欠員状況等によっては、令和8年4月1日より前に採用されることもあります。

2 受験資格

選考の受験資格は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者

- (1) 本市で正規職員（任期の定めのない職員）として、受験する採用職種と同一の職種で継続して満5年以上勤務（休職、停職、育児休業等の期間を除く）した者
- (2) 本市退職時に課長補佐・係長級以下であった者
- (3) 令和8年4月1日時点で、定年退職となる年齢に到達していない者
- (4) 令和8年4月1日時点で、本市を退職後5年以内である者
- (5) 退職の事由が以下のいずれかである者
 - ア 出産、育児、介護、配偶者の転勤等やむを得ない事由
 - イ 進学、留学、転職等のキャリアアップ事由
- (6) 対象となる職が資格・免許を必要とする場合、該当する資格・免許を有する者

※ 本選考は同一年度内に1回のみ受験可能です（複数回受験不可）。

※ 受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）は、受験できません。

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮（*）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（*）改正法施行後（令和7年6月1日以降）においては「拘禁刑」

※ 受験資格がないこと、提出書類に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用されません。

※ 採用選考に合格した場合、上記欠格事由に該当しない旨の証明書の提出が必要となります。（様式は別途配布します。証明ができない場合は採用されません。）

※ 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。
また、日本国籍を有しない人は、「公権力の行使」に該当する職務又は「公の意思

形成への参画」に該当する職に従事することはできません。

※ 保育士については、児童福祉法第 18 条の 20 の 4 第 3 項の規定に基づき、本選考の合格者を対象として、合格決定後から採用までの間に、同条第 1 項のデータベースの検索を行い、特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等）に該当するかどうかを確認します。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

3 選考方法等

(1) スケジュール

	申込受付期間（※1）	選考期間（※2）	結果発表（※3）	採用予定日（※4）
1	令和 7 年 5 月 28 日（水） 午前 9 時 ～ 6 月 30 日（月）	7 月 8 日（火） ～ 7 月 18 日（金）	8 月 7 日（木） 午前 10 時頃予定	令和 8 年 4 月 1 日
2	令和 7 年 7 月 1 日（火） ～ 9 月 30 日（火）	10 月 14 日（火） ～ 10 月 24 日（金）	11 月 6 日（木） 午前 10 時頃予定	
3	令和 7 年 10 月 1 日（水） ～ 10 月 31 日（金） 午後 5 時（受信有効）	11 月 18 日（火） ～ 11 月 28 日（金）	12 月 11 日（木） 午前 10 時頃予定	

※ 1 申込受付期間によって選考日が異なります。申込受付期間後の申込は受理できませんので御注意ください。

※ 2 上記選考期間のうちいずれか 1 日 となります。詳細は受験票にてお知らせします。上記選考期間前日になっても登録されたメールアドレス宛てに連絡がない場合は、必ず人事課宛てお電話で御連絡ください。

※ 3 結果は、合否にかかわらず受験者全員にメールで送付します。

※ 4 採用の時期は、欠員状況等に応じて前倒しとなる場合があります。

(2) 申込方法

本市ホームページから Web フォームにアクセスし、必要事項を全て入力の上、申込を行ってください（郵送・持参による受付は行いません）。

★URL <https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000167570.html>

★二次元コード



（３）受験票の交付

申込受付期間終了後、登録されたメールアドレス宛て受験票を送付します。受験票は、選考日当日に印刷してお持ちください。

（４）選考方法

個別面接試験（３０分程度）を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性及び職務経験等を評価します。

※ 在職時の勤務成績等を参考にします。

４ 主な勤務条件等

（１）給与（初任給）

給料月額は、退職時の職務の級及び号給を基本に、退職後の経歴等を考慮して決定します。なお、60 歳以上で採用された職員については、給料月額は７割水準となります。

（２）諸手当

期末・勤勉手当が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当、扶養手当、住居手当等の諸手当が支給されます。

（３）勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（休憩時間 1 時間含む）

※ 配属先によって異なる場合があります。

（４）休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

※ 配属先によって異なる場合があります。

（５）休暇等

年次有給休暇（年間 20 日間）のほか、夏季（５日間）・結婚・出産・育児・忌引・子の看護等・職員の育児参加・短期介護・不妊治療などの特別休暇があります。また、育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

５ その他

採用選考で不合格になった方のうち、希望する方には、次の要領で成績をお知らせします。

（１）対象者 採用選考の不合格者（本人に限る。）

（２）内 容 総合順位及び総合得点

(3) 手続等

- ア 申出期間 選考合格通知日の翌日から1か月以内（消印有効）
- イ 提出書類
- ・個人別成績に関する情報提供申出書
 - ・受験票
 - ・返信用封筒（110円切手を貼り、宛先を明記した定形封筒）
- ウ 手 続 「個人別成績に関する情報提供申出書」（不合格通知と併せて送付します）に必要事項を記入し、「〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市総務企画局人事部人事課」に郵送してください。

6 問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市総務企画局人事部人事課
電話 044-200-2129（直通）
メールアドレス 17zinzi@city.kawasaki.jp

- ※ 本選考に際して市が収集する個人情報は、選考及び採用手続にのみ使用します。
- ※ 身体等の事情により受験に際して特に配慮を必要する方は、事前に御相談ください。